

薬生食輸発0426第1号
平成31年4月26日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成31年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ベトナム産PUK WHAN (アマメシバ) 及びにんじんのヘキサコナゾール並びにメキシコ産アボカドのビフェントリン)

標記については、平成31年3月29日付け薬生食輸発0329第4号(最終改正:平成31年4月17日付け薬生食輸発0417第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、ベトナム産PUK WHAN (アマメシバ) 及びにんじん並びにメキシコ産アボカドの輸入時のモニタリング検査において、食品衛生法第11条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、ベトナム産PUK WHAN (アマメシバ) 及びにんじん並びにメキシコ産アボカドに対する残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
平成31年 4月26日	ベトナム	PUK WHAN(アマメシバ) 及びその加工品(簡易 な加工に限る。)	残留農薬 (ヘキサコナ ゾール)	ANH NHAN TRADING PRODU CTION CO., LTD
		にんじん及びその加工 品(簡易な加工に限 る。)	残留農薬 (ヘキサコナ ゾール)	HUNG VIET AGRICULTURAL JOINT STOCK COMPANY
	メキシコ	アボカド及びその加工 品(簡易な加工に限 る。)	残留農薬 (ビフェン トリン)	COMERCIALIZADORA GLOBAL FRUT S. DE R. L. DE C. V. USA UNION INTERNATIONAL INC. (米国)